

テストツール売買及び使用許諾契約

【 】(以下、「甲」という)とパナソニック株式会社 フォーマット標準室(以下、「乙」という)とは、乙が甲に対して提供するSD規格に関するテストツールの使用について、以下の通り合意する。

第1条

乙は、甲に対し、別途甲から乙に提出される SD Memory Card Verification Tools Order Sheet (以下、「オーダーシート」という)に記載されたSD規格に関するテストツール(以下、「SDテストツール」という)を甲に提供する。甲は、SDテストツールをSD規格に準拠した機器の互換性を検証する目的のみに使用することができる。

第2条

本契約に基づくSDテストツールの対価として、甲は、オーダーシートに記載された金額を乙に対し支払うものとする。かかる対価の支払方法はオーダーシートに規定の通りとする。なお、当該対価にはSDテストツールの使用許諾の対価を含んでいるものとする。

第3条

SDテストツールに関する著作権その他の権利は乙およびその他の第三者に帰属する。本契約第1条に規定の目的にSDテストツールを使用する権利以外、いかなる知的財産権に基づく権利も甲に許諾されていない。

第4条

SDテストツールに関し、甲は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) SDテストツールの複製、改変、リバースエンジニアリング等
- (2) 第三者へのSDテストツールの譲渡、転貸、販売、リース、使用許諾
- (3) 本契約第1条に規定の目的以外のSDテストツールの使用

第5条

甲は、提供されたSDテストツールを使用する必要がある自己の役員または従業員にのみSDテストツールを使用させることができる。甲は、かかるSDテストツールの使用者に対して、本契約に基づき甲が負う義務と同一の義務を課すものとする。

第6条

甲は、本契約の締結日時点において、SD-3C LLC および SD Card Association との間で「SD HOST/ANCILLARY PRODUCT LICENSE AGREEMENT」(以下、「3C 契約」という)を締結しており、かつ本契約有効期間中 3C 契約が有効であることを保証する。また、甲は 3C 契約を遵守していることを保証する。

第7条

甲は、SDテストツールならびに本契約に関して知り得た事項および本契約を通じて知り得た乙に関する事項（以下、「機密情報」という）を機密として保持し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩してはならない。なお、下記に記載された甲以外の第三者に機密情報を開示することおよびSDテストツールを使用許諾することについて、乙は、本契約の締結をもってこれを承諾するものとする。但し、甲は、当該第三者に対して、本契約で自己が負うのと同等の義務を負わせなければならないものとする。

2. 前項に関わらず、次の各号の一に該当するものについては、甲は機密保持義務を負わない。
- (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は既知のもの
 - (2) 開示後に甲の責に帰し得ない事由により公知となったもの

(3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に知得したもの

(4) 乙からの開示とは無関係に独自に開発したもの

また、甲が、官公庁または法令等の要求により、機密情報を開示せざるを得ない場合には、甲は乙に対し事前にその旨を書面により通知した上で、当該機密情報を開示することができる。この場合、乙は、開示先に対して機密保持義務を課すよう努力する。

3. 甲は、本契約のいかなる規定にもかかわらず、機密情報に 3C 契約に定める“Confidential Information”の全部または一部が含まれている場合、かかる情報の取扱いには 3C 契約の条件に従うものとする。

第8条

本契約に明確に規定されている場合を除き、SDテストツールは現状有姿で提供かつ使用許諾されるものとし、明示もしくは黙示、または書面もしくは口頭を問わず、如何なる保証も乙により行われなないものとする。また、乙は、SDテストツールの品質またはその使用もしくは目的に対する適合性について如何なる保証も行わないものとする。

2. SDテストツールの使用は甲の責任において行われるものとし、甲は、SDテストツールの使用により生じた損害から乙を免責する。

第9条 SDテストツールのバージョンアップ版の提供については、乙の裁量でなされるものとする。

第10条

甲は、事前に乙の書面による承諾を得ることなく、本契約から生じる権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡、継承させ、または担保に供しないものとする。

但し、乙は、本契約に基づくSDテストツールを提供する当事者が第三者に譲渡される場合、甲に対して書面による事前の通知を行うものとする。

第11条

甲は、SDテストツールを日本国外に輸出し、または非居住者に開示・提供する場合には、外国為替及び外国貿易法その他日本および関係各国の法令等を遵守するものとし、必要な場合には、政府当局の許可を得るものとする。

第12条

本契約は、SDテストツール購入日から3年間有効とする。期間満了の30日前までに、契約を更新しない旨の書面による意思表示が乙から甲に対しなされないときは、本契約は、同一条件でさらに3年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 本契約が終了した場合、乙が要求したときは、甲はSDテストツールを乙に返却するものとする。

第13条

甲が本契約に違反した場合、または 3C 契約が終了した場合もしくは 3C 契約に違反した場合、乙はただちに本契約を解除できるものとする。この場合、甲はSDテストツールを乙に返却するものとする。なお、甲の違反によって、乙に損害が生じた場合、甲はかかる損害を賠償するものとする。

第14条

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、甲および乙は大阪地方裁判所に訴えを提起するものとする。

第15条

本契約が終了した後といえども、第5条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条および本条の規定はなお有効に存続するものとする。

第16条

本契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

年 月 日

甲：

乙：

571-8504 大阪府門真市松生町1番15号
パナソニック株式会社
フォーマット標準室

印

印